

特別支援教育に関する調査協力者会議
高等学校WG（第3回）資料
平成21年5月25日16:00～

テーマ

高等学校入学者選抜の配慮等について 中学校における発達障害のある生徒の実態

- 基調提案
1. 東京都立高等学校入学者選抜 <特別措置（配慮事項）>
 2. 中学校における発達障害のある生徒の指導事例（日常生活の記録から）
 3. 中学校における発達障害のある生徒の進路指導の現状と課題
 4. 中学校における発達障害のある生徒数の現状

全国特別支援学級設置学校長協会

会長 瀧島 順一

（練馬区立大泉中学校長）

1. ・東京都立高等学校入学者選抜 < 第6 特別措置（配慮事項） >

第6 特別措置（東京都立高等学校入学者選抜より）

第6—1 障害のある受検者に対する措置

障害のある受検者のうち下記の措置を希望する者は、在学中学校長を経由し、平成20年12月25日（木）までに申請する。

なお、既に都立高校の学力検査日以前に、他校の入試手続を終えている生徒については、中学校長を経由して、措置を辞退する旨の連絡を、措置申請先の都立高校に速やかに行うこと。（下記の（1）の申請者から措置を辞退する旨の連絡があった場合、都立高校長は直ちに都立学校教育課高等学校教育課入学選抜係に連絡する。）現に中学校に在籍していない者は中学校長を経由しなくてよい。

(1) 障害による学力検査等実施上の特別措置

障害による学力検査等実施上の特別措置（英語学力検査（リスニングテスト）、面接及び作文・小論文における特別措置を含む。）を希望する者は、学力検査等実施上の措置申請（様式23）により、志願する都立高校長に申請する。学力検査等の実施は通常の受検者と同一とする。ただし、通常の方法では受検が困難と認められる者については、検査問題の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

措置申請を受け付けた都立高校長は、措置申請の内容にかかわらず、速やかに高等学校教育課入学選抜係に報告し、協議すること。なお、……。推進に基づく選抜においても、本措置申請を行うことができる。その際、……。

(2) 選考の特例

選考の特例を希望する者は、選考の特例申請書（様式24）により、東京都教育委員会に申請する。上記の(1)による特別措置を申請した者は、学力検査等実施上の措置申請書（様式23）の写しも併せて提出する。

学力検査等の実施には通常の受検者と同一とする。ただし、現住所から通学至便な全日制又は分割募集を行う定時制の都立高校を希望し、その他の都立高校に通学することが困難と認められる者については、次の措置を行う。

・志願した都立高校において個別面談を実施し、選考の際、個別面談点を付加する。

第6—2 事故や病気等による学力検査実施上の特例措置

事故や病気等により、通常の方法で受検することが困難な受検者（「軽度の障害」を含む。）

・学力検査実施上の特別措置

学力検査の実施は通常の受検者と同一とする。ただし、通常の方法では受検が困難と認められる者については、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。……（検査時間の延長を除く。）

2. 中学校における発達障害のある生徒の指導事例（日常生活の記録から）

この事例は、発達障害がある中学3年生の生活状況についての指導メモと生活メモである。（自閉、知的）（担任、コーディネーター、校内委員会）

4月 <学級づくり>

- ・3年生になり、新担任となる。本人が期待をしていた教職3年目の話しやすい女性教員。
- ・9, 10, 11日～23日
- ・教室になかなか入れない。友達二人が迎えに行くが階段から動かない。
- ・学級の係決め … 何もやりたくない。
二人が一緒の係にする。
- ・日常、特別教室や体育館への移動ができない。
- ・担任から
 - 1, 何の授業ですか。2, 先生は誰ですか。
 - 3, 教室ですか、特別教室ですか。
 - 4, 何でここに居るのですか。
- ・本人「行ったが、入れなかった」 ◎「怖い」
- ・これまでの間、多くの教師が関わり声をかける。
話を聞く。

5月 <運動会に向けて>

- ・保護者との連絡連携。協力、理解がなかなか難しい。
8, 9, 10日～16日
- ・運動会練習、なかなか参加できず。
- ・体育着に着替えるようになった。（進歩）
- ・全員リレー 練習ではゆっくり走るよう担任が話す。
- ・毎日の生活について家庭連絡。生活状況を知らせる。

6月

- ・授業 廊下に居ることが多い。（外を見ている。）
- ・毎日の事であるが教室に入れない。入らない。
- ・数学の授業（TT） 先生が二人いて、どちらの先生を見ていいかわからない。
- ・保護者への連絡
本人の学校生活の改善に対し積極的な理解ではない。
（本人のわがまま）

6月19日<校内委員会>

1. 「気になる生徒・配慮を必要とする生徒」。
 - 1, 個別の指導計画の作成
 - 2, 個別の教育支援計画の作成
2. 校内委員会で取り上げてきた生徒について。
 - 1, これまでの行動。現在どのような状態か。
「子どもの基礎情報シート」「問題行動分析シート」
 - 2, 取り上げてきた生徒に対し、校内委員会からの報告は、多くの教員がその生徒に対する理解の手立てとなっている。（効果）
 - 3, 巡回相談員の活用。
 - ・授業観察を通して、対応についてのアドバイスを受ける。

6月29日<校内委員会>

- ・席替えをきっかけに登校しぶり（初めて）
- ・原因…クラスのこと、家庭のこと等々
- ・対応について

担任のかかわり	聞き役になる
友達のかかわり	やさしくかわる
クラスのかかわり	周囲の理解が大切

7月11日

- ・休業中の生活について。
- ・受験勉強について三者面談を行う。

7月18日<校内委員会>

- 一声運動…多くの先生に声をかけてもらう。
- 褒める指導…シールやスタンプを活用し本人の意欲を喚起する。

このようなくり返しの中で、褒めて認める指導を実践している。この生徒が高等学校に進学することは大変勇気があることである。また、進路先にどのような伝え方をすることが、本人にとって良いのか。

3. 中学校における発達障害のある生徒の進路指導の現状と課題

1. 進路指導の現状と課題

発達障害の見られる生徒のなかにあつて、**自閉的傾向の強い生徒の進路指導には多くの時間が必要となる。**

<一般的な傾向として>

年度当初、担任として指導することは（4、5、6、7月）授業を受ける体制づくりや友達との人間関係づくりがスムーズに進むよう指導を深める。

一般的に公立中学校では、1学期の前期は、修学旅行や運動会、生徒会活動さらには放課後の部活動など学校行事や日常の活動が重なりながら進んでいく。このような状況の中で個人の見取り（面接、相談）に時間を取ることは大変難しい。また、保護者との連絡連携が取れず、理解のないままに時が進み後になって対応に苦慮する事がある。

発達障害のある生徒の進路指導は、教師に頼るところが多くなるので話し合いの時間が必要になる。

公立中学校の現状は、放課後の時間（学年職員会、部活動、生徒指導、保護者面接、生徒会活動、補充学習、質問教室、分掌部会、校内委員会等）が大変貴重な時間となる。

<やや学力の高い生徒（特定教科）>

特定教科の能力がやや高い生徒は、自分の得意とする教科に拘りを持ち、他の時間も得意な教科だけに集中をすることがある。このような生徒は学校生活のバランスが崩れ、孤立する傾向がある。また、自分の思いだけを先行させ進路希望校を決める傾向もある。担任と生徒・保護者との十分な理解と話し合いが必要になるのだが、滞ったままに時間が過ぎると、失敗をするケースが多々ある。（連絡・連携）保護者も本人の気持ちや意欲を大事にするあまり、担任との相談、連携が滞る。

<何れの場合>も不安を残しながらの進路指導となる。

このような生徒が高等学校に進学をした際の心配事は、学校生活に対しバランスが取れず「途中退学」を余儀なくされる事である。

<発達障害のある生徒への対応と進路指導>

高等学校では、障害のある生徒の学習指導・生活指導をいかに進めるのか。

このことは進路指導を進める中学校側の課題でもある。

高等学校は教育を受ける「場」であり、その子に合った場を選択することが、その子の可能性を開花させる手立てとなる。高等学校受験は手段であり目的ではない。

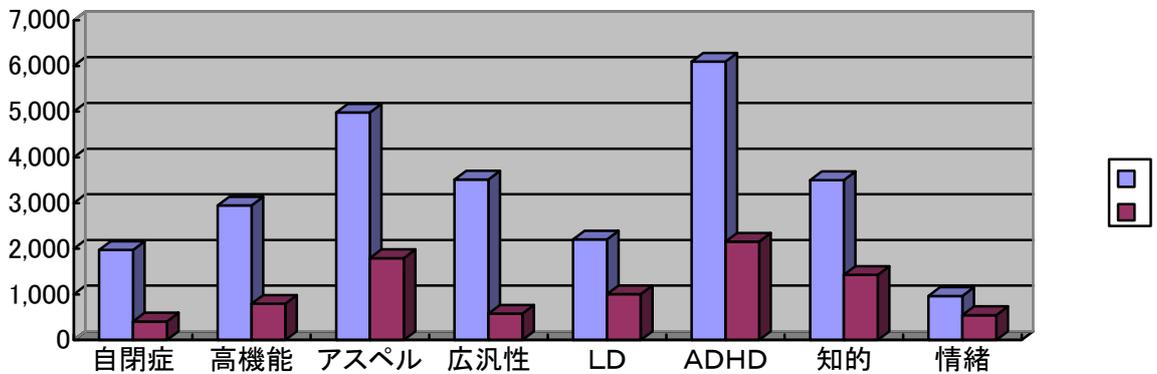
4. 中学校における発達障害のある生徒数の現状

<この調査は全特協が平成19年度に実施し昨年度20年度まとめたものです。>

通常学級において特別な教育支援を必要とする児童生徒数

(医師又は専門家による診察、診断有り)

	サンプル	自閉症	高機能	アスペル	広汎性	LD	ADHD	知的	情緒
小学校	8,948校 3,151,880	1,974	2,945	4,980	3,515	2,200	6,095	3,499	966
中学校	4,174校 1,616,371	409	795	1,795	581	1,006	2,153	1,428	550



(診察、診断がされていないが可能性が想定できる児童生徒)

	サンプル	発達障害の可能性	知的障害の可能性	その他の障害の可能性
小学校	8,948校 3,151,880人	37,061	16,287	9,306
中学校	4,174校 1,616,371人	13,309	5,612	3,409

